



来週の投資戦略 (1/9-12)

予期せぬことが起こると

2024年1月8日

小松 徹

注目事項 - 見所

小売業の9-11月期決算 - 回復の勢いを失う？

米金融業の10-12月期決算 - 減益か？

1月9日、12月の東京都消費者物価指数（生鮮食品を除く） - 前年比+2.1%？

1月11日、12月の米消費者物価指数 - 前年比+3.2%、コアは+3.8%？

株式市場見通し

元旦に能登半島で震度7.6の地震が起き、100名以上の死者と200名以上の行方不明者が出た。報道で輪島市の市場が全焼しているのが映し出された。1995年1月の阪神淡路大震災でも同じような光景を見た。さらに、翌日には乗客乗員379名を乗せた日本航空機が羽田空港滑走路上で、救援のため震災地に向かう海保機と衝突、炎上した。過去の震災後の混乱、経済の落ち込みを心配した投資家が大発会寄り付きで売り注文を出した。だが、新NISA（少額投資非課税制度）の開始もあり、高配当銘柄などを中心に市場が大きく切り返した。ただし、半導体関連銘柄だけは米国の長期金利上昇によるフィラデルフィア半導体（SOX）指数の大幅下落もあり、下落したままだった。

今年も米長期金利の動きが大きく、米株式市場と為替相場に影響を与えて始まった。先週のがわ国の株式市場は2日しか取引なかったが、その影響が鮮明に表れたのが、日経225の0.26%下落に対してTOPIXの1.15%上昇だった。先述の通り日経225はSOX指数の影響が大きく、TOPIXは金利上昇と円安による金融株上昇の影響が大きかった。今年米国では政策金利の下げが高い角度で見込まれており、一方わが国のゼロ金利解除を多くのエコノミストが見込んでいる。そうした流れとは反対の指標や出来事が起こると、ポジション解除から市場は大きく振れるのを今後も覚悟しよう。

さて、毎年年初に日経新聞がアンケート調査している経営者の株価予測で今年もニデック（6594）の小部社長が他の19人の経営者とは真逆の予想を出した。1月に日経225が34000円の高値を付けた後、10月に26000円の安値を付けると回答した。前回は2月に22000円と跳びぬけて低い数値を出した。前回は世界景気後退懸念や日本企業の利益予想切り下がり判断理由とした。当社は1月下旬に大幅な業績下方修正を行い、その後多くの会社が続いた。昨年は投資家に大きなヒントをくれた。今年の小部社長の判断理由が株価水準を維持できないということだ（割高ということ？）。今後1年間上はなく、下が20%以上と確信すれば、長期目線でない投資家は買いにくい。

最後に、政局と株式市場について。ついに自由民主党の裏金問題で安倍派衆議院議員が逮捕された。今後、国会が始まるまでに大物の逮捕があるか注目される。岸田首相は政治刷新本部を立ち上げたが、どこまで本気で改革するのか、冷ややかに見る国民が多いだろう。トップストラテジストが5・6月頃に解散があれば、株式市場は一段と上昇するだろうとテレビで予想を披露した。ない場合は秋に向けて下落。

KPAの投資戦略

ロング（買い）	ショート（売り）
好財務の割安株、来期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。